

福岡大学医学部同窓会会則の細則

[昭和57年7月3日制定]

改正	昭和59年 7月 7日	昭和63年 7月 2日
	平成元年 7月 8日	平成 3年 7月 6日
	平成 5年 7月10日	平成 7年 7月 8日
	平成 9年 9月27日	平成11年 7月14日
	平成14年 7月 6日	平成17年 7月 9日

(役員の選出方法)

第1条 会則第6条の役員の選出方法は次のとおりとする。

- 一．会長は評議員会が推薦する。
- 二．副会長は会長が委嘱する。
- 三．理事は会長が評議員の中から委嘱する。会長は更に理事の中からその担当する業務の内容により、専務理事および常任理事を選任することができる。
- 四．監事は会長が委嘱する。
- 五．評議員は卒業年度毎に各々1名を、また支部毎に会員数に応じ若干名を選出する。上記の他、会長は必要に応じ理事会に諮って更に若干名を追加選出する事が出来る。

(役員の任期)

第2条 役員の任期は総会から翌々年の総会までの2年間とし、再任を妨げない。ただし欠員を生じた場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の役務)

第3条 役員の役務は次のとおりとする。

- 一．会長は本会を代表し、会務を総理する。
- 二．副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。
- 三．理事は会長を補佐し、会務を分掌する。
- 四．監事は本会の会計及び業務を監査する。
- 五．評議員は会員を代表し、評議員会を組織する。

(理事会)

第4条 理事会の任務は次のとおりとする。

- 一．評議員会に提案する事項の立案
 - 二．評議員会で決定された事項の実行
 - 三．軽微な事項及び緊急を要する事項についての決定と実行
- 2 理事会は前項第三号の自ら決定した事項について、なるべく速やかに評議員会に報告または承認を得なければならない。
- 3 理事会は構成員の過半数の出席（委任出席を含む）によって成立し、議事は出席人員の過半数の賛成によって決定される。

(評議員会)

第5条 評議員会は、理事会から提案された次の事項を審議決定する。

- 一．会則及び細則の改正。
- 二．事業計画。
- 三．予算及び決算。
- 四．その他重要な事項。

2 評議員会で決定された事項は、総会の承認を得なければならない。

3 評議員会は監事を除く構成員の過半数の出席（委任出席を含む）によって成立し、議事は監事を除く出席人員の過半数の賛成によって決定される。

(臨時の委員会)

第6条 会則第9条に定める委員会は、評議員会または理事会の承認を得て設置され、会長から委嘱または諮問された事項につき立案審議し、会長に答申する。

2 委員会は構成員の過半数の出席によって成立し、議事は出席人員の過半数の賛成によって決定される。

(総会)

第7条 総会は評議員会から提出された事項について審議する。

2 総会における議事は、出席者の過半数の賛成により承認される。

(会費)

第8条 会則第12条に定める会費は次のとおりとする。

- 一．学生会員
入会費 5万円とし、入学時に徴収する。
学年会費 毎学年1万円とし、第2学年から第6学年まで徴収する。
- 二．正会員
年会費 毎年度1万円とし、学部卒業後11年度目から徴収する。
- 三．準会員
年会費 毎年度五千円とし、入会年度から徴収する。
- 四．賛助会員 別に定める。

(除名)

第9条 会則第15条による除名およびその解除は理事会の議を経て評議員会の議決に抛らなければならない。

(細則の改正)

第10条 この細則の改正は、理事会の議を経て評議員会の承認を得なければならない。

附則

- 1 この細則は、平成17年7月9日から施行する。
- 2 第8条の規定にかかわらず、平成11年7月14日の改正細則施行時、すでに学生会員または正会員である者については、それぞれ前規定における終身会費を入会費と読み替えるものとする。
- 3 第8条の規定にかかわらず、平成17年7月9日の改正細則施行時、すでに準会員である者については、既に納入された入会費5万円を入会后10年度間の年会費と見なし、11年度目から規定の会費を徴収する。